

小型特殊自動車は、固定資産税（償却資産）の対象ではなく、

# 軽自動車税の対象になります。

下の表を参考に、所有されている資産がどちらに該当するかご確認ください。

税	軽自動車税 (種別割)		固定資産税 (償却資産)	
区分	小型特殊自動車		大型特殊自動車	
車両の構造	農耕作業車以外 小型フォークリフト、 小型ボブキャット、運搬機 小型ローダ、乗用芝刈機、 など	農耕作業車 トラクター、田植え機、 コンバイン、スプレーヤー など	農耕作業車以外 大型フォークリフト、 大型ローダー 大型油圧ショベル など	農耕作業車 超大型トラクター など
				
最高速度	15km/h 以下のもの	35km/h 未満のもの	15km/h を超えるもの	35km/h 以上のもの
長さ	4.7m以下のもの		4.7mを超えるもの	
幅	1.7m以下のもの		1.7mを超えるもの	
高さ	2.8m以下のもの		2.8mを超えるもの	

条件をすべて満たせば

小型特殊自動車

【軽自動車税の課税対象】

…ナンバー登録してください

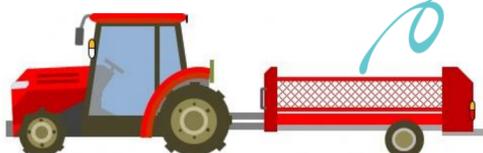
条件を1つでも満たせば

大型特殊自動車

【固定資産税の課税対象】

…償却資産としてご申告ください

## 農耕作業用トレーラについて



時速35km未満の農耕トラクタにけん引されて使用される「農耕作業用トレーラ」は、軽自動車税（種別割）の対象となり、ナンバープレートが必要となります。